

漢籍訓点資料に於る注音法の変遷

沼 本 克 明

序

漢籍訓点資料は日本漢音の研究資料として重要な位置を占める。

幸いに漢籍訓点資料は比較的豊富に残されており、これ等の相互比較に依って漢音の史的變遷の把握が期待されるのであるが、問題となるのは、これ等の資料には、音注の形態として「反切注（同音字注）」という、何らかの中国側の典拠を有する音注が多く見られるという事実である。そして、この反切注の占める比率は、何時代に於ても一定しているというのではなく、時代が降るにつれて減少し、南北朝・室町期に到ると仮名書音注に主流が移って行くという情況を見て取る事が出来る。

漢籍訓点資料に於るその様な注音形態の変遷が、字音（漢音）の内実それ自体の変遷といかに関係するのにか。筆者当面の研究課題の一環として如上の問題を設定し考察を加える。

一、平安中期の書入れ形態

○古文尚書平安中期点

この資料には、平安中期加点と見られる甲種の朱点と墨点、乙種の朱点と墨点、丙種点、及び角筆点の四種類の書入れが有る。加點順序は、甲種点、角筆点、乙種点、丙種点となる。^(注)この中、乙種朱

点は声点のみであり、丙種点は鎌倉時代の後筆に係るものである。

甲種の朱点・墨点では、両点共に和訓・字音を示す注記が、字面の間や傍に極めて小字で書入れられている。乙種点でも、多少字面は大きめになってはいるが、總体的にはやはり後の点本の書入れと比較して小さい。即ち、小林芳規博士の指摘される如く、^(注)備忘的機能^(注)を、この書入れ形態に依って読み取る事が出来るのである。但、ここで注意すべきは、和訓注と字音注との間に、字体の大きさの上で全く相違が存しないという点で、これが次の毛詩殘卷では異なってくる。

角筆点の字体は、朱点・墨点に比較して非常に大きい。これは小字にすれば読解不可能という事であろう。

次に、これ等各点の音注の性格と数量について見る。

甲種と乙種の朱点・墨点合わせて約二百七十条の音注が加えられている。そしてこの音注は、主として、陸徳明「經典釈文」から引用されており、その他、僅かに他の韻書からと思われるものがある。これ等の音注は言うまでもなく典拠を持った正式音注である。然しただ一例のみ「經典釈文」にも見られず、他の韻書にも一致しない音注が有る。その該当例は、乙種墨点の「劍」（東山御文庫藏本複製十三才）である。ところがこの音注は、乙種墨点として単独に

加えられたものではなく、実は、加えられていた角筆点を後に上からなぞったものと解釈出来るものである。即ち、朱点・墨点では、この様な「経典釈文」にも無く、韻書にも合致しない和風音注は、単独では一例も加えられていないのである。

角筆点では、これに対して「剗」白」という和風音注が加えられていると言ふ事になる。但し角筆点ではこれのみしか解説出来ない(裏打の際抹消されてしまったらしい)為に、角筆点は全て、和風音注で加えられるという性格であつたかどうかは断定出来ない。

以上を要約すると次の様になる。

本資料に於る音注は、全て反切・同音字注のみであつて、仮名に依るものは一切加えられていない。且、この音注の中、朱点・墨点は全て典拠を有する正式音注であり、角筆点は和風音注で加えられている。乙種墨点に一例和風音注が見られるのは、角筆点をなぞつたものであり、本来の音注ではないと解釈出来る。

○毛詩唐風殘卷平安中期点

本資料には、墨点・朱点及び角筆点の仮名・ヲコト点・音注が加えられている。本資料で注目すべきは、朱点・墨点の仮名訓が極小字で書入れられているに對し、字音注は後世の訓点資料に於ると同じ大きく書入れられている点である。この点先の古文尚書と相違する。尚角筆点は古文尚書と同じく特に小書されるという傾向は無い。今、これ等の書入れを、字音注のみに因してみれば、朱点・墨点では五十七条六十四例の音注が加えられている。そして、それ等は全て反切注であり、仮名注は一切見られない。且それ等の出典は「経典釈文」からの引用である。従つて、本資料に於ても、朱点・

墨点の音注は全て典拠の有る正式音注のみという事になる。

これに對し、角筆点での音注は、仮名又は同音字注である。その例は次の如くである。

罽ハク(42)、繡シウ(43)、菊キク(56)、縹ヒョウ(60)、杖シヤク(76)、茲シ(67)
栩コ(102) (一)内は覆製本行數)

この中、同音字に依る音注「栩(唐韻曉母) 丸(音韻見母)」は和風音注であると考えられる。

従つて、本資料に於ても、朱点・墨点では正式音注のみで和風音注を一切含まず、角筆点では、正式音注は一切含まず、和風音注のみで加點されている事になる。

○漢書楊雄傳天曆点

吉沢博士に依れば、本資料は、第一朱―ヲコト点・仮名・声点、第二墨―同上、第三朱―同上、第四白粉―仮名・声点、第五黄―仮名、第六青―仮名・声点、で六度に亘つて加點されている。(注)更に新たに角筆点の声点・仮名が加えられている事が判明した。

本資料の調査は覆製本に依つた為、朱・墨・青・黄の分別が詳らかではなく、以下一括して取扱う。

まず全体の書入れ字体の大きさを見るに、朱・墨点等では、仮名訓は先の二資料に比較すればやや大きく目であるが、平安後期以降の点本に比較すれば、未だ小さい。反切注・同音字注の字体は、總体的に仮名字体より大きい。これは毛詩殘卷に通じる所である。白粉・角筆の字体は極めて大きく、先の二資料と同様である、

次に各点の字音注の形態と數量について見る。

朱・墨点等では、反切・同音字注を主体とし、仮名注が僅かに見

られる。その数量は、反切・同音字注約二百八十條、仮名注二十三例が数えられる。この反切・同音字注はその殆どが出典を持つ。その状況を左に示す。(比較の爲、広韻との一致状況を示す。分子が広韻と一致する例数)。

「切韻」……………反切注12／13

「玉篇」……………反切注3／3

「文選音決」……………反切注1／1、同音字注2／2

「文選注」……………反切注1／1

「集」……………反切注34／50、同音字注32／38

「訓」……………反切注6／8、同音字注2／5

「師古注」……………反切注37／41、同音字注29／31

「出典不明」……………反切注16／20、同音字注17／49

右の出典のある音注が全て正式音注である事は言うまでも無い。それ等が広韻と大体八十%前後の一致率しか示さないもの有る事については(和風反切の混入ではなく)別に考えられる所である。ところで「出典不明」としたものの中、同音字注に於ては、広韻と三十六%の一致率しか示さない。これは、この群の音注の中に和風の同音字注が含まれている事に起因すると思われる。例えば、次の如きものである。

略(29)
菱(37)
淳(40)
擘(48)
衷(52)

敬(93)
麤(115)
麤(124)
施(136)
啞(138)等。

(一)内は複製本行数

従つて、本資料では、朱・墨点に於ても正式音注のみでなく、和風音注も加えられていると考えられるのである。

次に、白点は主として仮名注で加えられ、同音字注が僅かに見られる。その数量は仮名注約百五十例、同音字注二十四例であり、この同音字注の中、僅かに六例しか広韻と一致しない事に依り、全体が和風音注群であると考えられる。尚、反切注は一例も加えられていない。

以上を要約すると、朱・墨点等にも和風音注が見られるが、その数量は總体的に少いのであつて、本資料に於ても、「朱・墨点等では正式音注、白点・角筆点では和風音注が加えられている」と言え、先述の二資料と同じ傾向下に有ると考えられる。尚、角筆点は、複製本では殆ど解説出来ないが、「課(4)」「狄(33)」「汎(51)」「施(136)」の如き例は写真に見え、これ等に依つて仮名又は同音字に依る和風音注で加点されたものである事が明らかである。

以上、平安中期加点の三資料を検討したが、これを音注の形態及び数量に依つて纏めると次の様になる。

尚書	268	朱墨(等)点	角筆点	白粉点
		和風音注	和風音注	和風音注
	0 (1)	0	1	0
	0	0	0	0

漢書	毛詩
230	58
50	0
23	0
0	0
有	1
有	7
0	
24	
150	

右表を本に先に検討した所を併せ考ふるに、次の様な事が指摘出来る。

第一に朱・墨点等と白粉・角筆点との間に機能的な相違が有つたと考えられる事。

奈良末・平安初期に漢籍が中国語音に依つて字音直説されていた事は、中田博士の説かれた所である。^(注7)これを文献上から言えば、次の様な記録等がその傍証の一例として挙げられる。「学令云『学生先説経文通熟然後講義』今依此文明経生必就音博士説五経音然後講義」〔令義解〕。この「説五経音」が当時の中国語音(漢音)であつたろう事は、音博士に中国人が登用されていた事等に依つて知られる所である。斯くの如き事情を考慮に入れば、右述の平安中期の三資料に於て、朱点や墨点の音注に、正式な音注しか加えられていないのは、それ等の音注が中国原音に忠実に説む為に利用されていた為と考えられるであらう。これに対し、角筆点及び白点に和風音注しか加えられていないのは、既に、平安中期の漢籍訓説に於て和風化した漢字音で説む場合が生じていた事を証するものであるが、更に重要な事は、それが、私的な場合に限られていたと考えられる事である。即ち、朱点や墨点が、他人を意識した公的な場合の訓説の為に加えられたのに対し、角筆点や白点が、個人の私的備忘の為

に加えられるという機能上の相違が有つた所に起因する両者の差と考えられるのである。

第二に、漢籍訓説の際、和訓と字音に対して意識上の相違が有つたと考えられる事。

この事は、毛詩残卷及び漢書楊雄傳に於る字音注の書入れが、和訓注に比較して、かなり大きな字体で書入れられている事に依つて考えられる所である。これは亦、正式な反切注や同音字が、單なる私的備忘の為でなく、漢籍訓説の一方法として、公的に認められて来たと把握する事が出来る。換言すれば、漢籍訓説の書入れに於て最初に私的備忘的な機能が失なわれて行くのは、字音注であつたと言ふ事になるであらう。

第三に、右の三資料の中、最も新らしい漢書楊雄傳天曆点に於て、朱点や墨点でも和風音注が加えられているのは、中国語音(即ち当時の正音||漢音)の日本化を示す現象と考えられる事。即ち、当初大唐正音として忠実に学習されていた所の漢音が漸次和化して行つた、そしてそれを当時の学習者が是認して行つた事を示すと推定する。この事については、次期の資料と併せて考ふる事にする。

二、平安後期以後の書入れ形態

次に、右述した平安中期の字音注の書入れ形態が、平安後期以後どの様に推移して行つたかを概観する。

○史記呂后本紀延久点

加点は朱ヲコト点、墨仮名・音注等で、白点、角筆点は無。書入れ字体は仮名、音注共に同大と考えられる。音注は仮名に依るも

のと反切(同音字)に依るものが加えられている。この反切はいずれも正式音注と考えられる。出典を明示していない

幾 渠衣反 (一オ10)

数 色庾反 (二オ10)

令 力政反 (二オ一)

簪 側林反 (二オ一)

酖 直禁反 (二オ10)

等も切韻系韻書の反切形と全同のものが有り、全体に同音を示す反切であるから、何らかの典拠(一つとは限らない)を有するはずである。出典を示したものの中、

幾 貞其紀反 (一オ10)

令 貞音齡 (二ウ3)

他 貞音陴 (五ウ5)

等は「司馬貞」の「史記索隱」からかと思われ、

台 鄒く怡 (二ウ3)

去 鄒欺辱反 (二ウ3)

鼎 鄒音滯 (二ウ4)

等は「鄒誕生」の「史記音」が典拠であろう。仮名に依る音注が和風音注である事は言うまでもない。

尚、倣卷の孝文本紀についても事情は同じである為詳細は省略する。

○文集卷三、四天永点

朱ヲコト点、墨仮名・音注は史記に同じ、但し本資料には角筆点(注)が加えられているが、覆製本に依った為に詳細は不明で言及が不可能である。

音注は反切(同音字)と仮名とで加えられている。反切注は全体に少ない。これは時代が降る為に減少した事も考えられるが、その理由に依るよりも、文集の学習に於て特定の参考書が無かった事を考えねばならないであろう。本資料の反切・同音字注は、

漫 武安反水大貞

僂 音俊

山く先 協所速反

非切古患反 惣角聲

鏘く昌

裏く將

鞋く皆

混 五胡曠反

矯 烏懈反

等の如くであって、この中「切」「玉」とあるのは、切韻と玉篇とが典拠であり、他の反切も切韻と同音となるので何らかの典拠の存する正式音注と考えられる。これに対して、同音字注の「く」とあるものは切韻系音と一致せず、これ等は合拗音・開拗音・撥音尾・入声韻尾等、我が国固有の音韻に本来存しない音が仮名では転写しにくい為に採用された和風の類似音を有する漢字一字に依る音注と

考えられる。

○春秋経伝集解保延点

朱ヲコト点、墨仮名・音注の形式は史記・文集に同じである。音注は反切（同音字）に依る正式音注と仮名音注とが加えられている。反切注は殆ど經典釈文からの引用であり、「迎切魚敬反」一例が切韻からの引用にすぎない。經典釈文からの引用音注を若干例示せば次の如くである。

取七噏反本亦作娶
七噏反本亦作娶
（通志堂本經典釈文）

牟亡候反
亡候反

盾徒本反
徒本反

棗芳尾反
芳尾反

稱尺證反
尺證反

舍音捨
音捨

葵初思反
初思反

共音恭
音恭

解音蟹
音蟹

侈昌氏又居氏反
（上欄昌氏尸氏反）昌氏尸氏二反

尚、本書の場合、仮名音注の比率は反切注に比して少ない。ほぼ同時期の前記文集の場合とこの点やや傾向を異にするのであるが、その原因は恐らく経書である本書の学習が伝統的に「經典釈文」に依拠する学問方法を取って来た所に存するであろう。文集の場合、この様な便利な依拠資料が存在しなかつた為に、本邦学習者に依る

独自の学習形態を取らざるを得ず必然的に和風味の強い音注も採用されざるを得なかつたのではないかと考える。

○古文孝経建久六年点

朱ヲコト点、墨仮名・音注が加えられている。音注は反切注・同音注と片仮名が有るが、この中、反切注は全巻中の序の部分のみに加えられており、その典拠は次の如く「玉篇」からと考えられる。

常是羊反
（篆隸万象名義） 視章反

道徒老反
徒老反

著直闔反
直闔反

滂普老反
普旁反

塞蕪得反
蕪得反

則子勒反
子勒反

逆魚戟反
魚戟反

間居闕反
居闕反

敷撫俱反
撫俱反

居効反
居効反

（以下略）

右に示した如く万象名義（玉篇を本に編述された）と完全に一致しないがその全体的傾向を見るにはほぼそれと一致しているのであって、原本系玉篇の一本を以て加点了ものと考えて差し支え無いと考える。

経書である本書が玉篇を参照したのは、丁度、孝経の序文の部分は經典釈文に注が存在しない（釈文は本文のみにしか注釈が加えら

れていない)事と関係が有るであらう。

尚、序文の部分の右に示した如き反切注は全て該字の左側に加えられてゐる事も注意される点である。

次に、序文及び本文には僅かに同音字注が加えられている。その例は次の如くである。

音未音四
沫酒

音見
齋

音心
參

音必
匹

音心
參

音喜
鐸

音喜
刺

音喜
刺

(以上序部の例)

(以上本文部の例)

これ等は特定の出典が想定出来ず、恐らく仮名音注に準ずる和風音注として加えられたものであらう。

従つて、本資料では、その正式音注たる反切注は既に祖点からの形式的な引用であつたことが予想出来るのである。

○古文孝経仁治二年点

朱ヲコト点、墨仮名で加點されている。音注は、序部・本文部共に片仮名のみで反切注及び同音字注は一切加えられていない。先の建久点に反切が序部のみで而も該字の左側に加點されていた情況―形式的引用の情況―から進んで、ここではその不用な反切注が形式的にも引用されなくなつたものと考ええる事が出来るであらう。

○古文孝経建治三年点

朱ヲコト点、墨仮名で加點されている。音注は殆んど仮名注で、反切注は一切無く、同音字注が次の如く僅かに見られる。

修カ角カ

較カ角カ

鐸カ官カ

刺カ業カ刺カ

樂カ括カ(二例)

齋カ符カ

業カ活カ

夾カ早カ

充カ秋カ

襲カ今カ共カ

翫カ用カ

翫カ用カ

これ等同音字注は先の仁治点と共通するものが有る事から知られる如く、いずれも和風音注である。そして恐らく古い祖本からの移点に依つて残つたものと考えられる。文集の所で述べた様に平安後期までの和風音注では仮名で転写し難い拗音や濁音・入声音を同音字で表記する傾向が著しい。鎌倉時代の同音字注はそういう時代の古い姿が博士家という家学の保守性の故に残つたものと考えられるであらう。

○論語卷四嘉元元年点

朱ヲコト点、墨仮名で加点されている。音注は反切(同音字)注と片仮名音注で加えられている。反切注は経典釈文からの引用であり若干例を示すと次の如くである。

復發反

排芳勝反

為子餘反

語魚勝反

重眞用反

側初力反

与音余

将子臣反

馮庚水反

搏音呼

(以上通志堂本に同じ)

扱、右の諸例は論語本文を訓読する際必ず音読されるものに加えられているとは限らない。例えば「復」は「扶又反」去声の「マタ」の意で本文を読む事を示し、「与」は「音餘」で疑問助辞「カ」で読む事を示し(本文傍訓「誰レトモニカセム」とある) ているのである。これ等は要するに取義の為に正式音注を援用したものである。亦別に「排」「将」「馮」等は本文訓読に於て音読されており、その場合本資料では必ず仮名音注も併記されている点が注目される。この仮名音注が必ず併記されている点は、これ等経典釈文からの反切注が古い根本からの移点の姿を止めたものである事を予想させるであろう。言わばこの期より一時期前の学問形態を移点という行為を通して保留したにすぎない事を物語っているであろう。その事は、同じく高山寺に蔵されている清原本論語―本資料はこの中原本より古い書写と考えられる―には一切経典釈文からの引用反切注は存在せず、音注は全て片仮名音注のみである事が考え合される。勿論、経典釈文を引用するかしないか―それに依つて学習するかしないか―には清原家・中原家という家学の性格に差異も存するかも知れない。が、清原家が全く経典釈文を利用しなかったとは考えにくく、むしろ、清原本論語は既にその期の漢音学習に実際上不必要となった正式音注を省略してしまつたのではないかと考えるのである。

中原本が移点本である事はその奥書が明瞭に物語り、本奥書「安貞二年六月十五日以直講師行家之本書写了/合證本畢」に依つて、少くとも安貞二年鎌倉初期まではその祖点加点時を遡る事が出来る。斯くして、本資料反切は祖点の書入れ形態を止めるものであり、常に仮名音注と併記してある事に依つて、実質的に形式的引用であつたと考えるべきであろう。

○尚書卷六元徳二年点

朱点、墨仮名で加点されている。音注は反切注と仮名注が有るが、反切注はいずれも経典釈文からの引用である。若干例を示すと次の如くである。

丙如鏡反二国名

(通志堂本)
如鏡反二国名

亶丁但反

丁但反

涵面善反

面善反

冒莫報反

莫報反注下同

醋苦毒反繁味也

苦毒反

そしてこれ等経典釈文からの引用音注は、該字の左側に書き加えら

れるのを原則としている。右側に加えられている場合も常に仮名音注と併記されるのであって、この点、前記中原本論語嘉元点と共通する所である。この様に経典釈文からの引用注を残存せしめているのは、本書も、その奥書「元徳二年七月九日書寫畢／縫殿權助中原康降花押」云々から明らか様に、中原家の点本である事と関係が有ろう。

○毛詩卷一永正十八年点

朱ヲコト点、墨仮名で加点されている。音注は本卷では全て仮名のみで反切注は全く見られない。但し、同音字注が左の二例見出される。

猪音ト 滄ト

滄ト 滄ト

共に通志堂本の該当部分に同じ音注が見られ、それからの引用注が残った正式音注と見られる。

本書は「永正十八年五月六日於月露寺並相亭講尺了五ヶ所從三位清原宣賢」の奥書に依り宣賢の加点であるが、その祖本は本奥書「承安四年九月十九日朝問詰老眼加仮字反音等了毛詩之説既以分別好事之徒何不悅目乎、大外史清判」に依り承安四年まで遡り得る。そしてここでは仮名の他に「反音」(釈文の反切注)が書き加えられていたと考える。従って、宣賢の時代はその反切注は全て削除され、僅か三例の同音字注のみが残され、殆ど仮名音注のみに依って加点された事が明らかになる。

以上、院政期以後の九資料の実態を概観したが、これを音注の形

態及び数量に依って纏めると次の様になる。

資料	加點時	反切注 <small>(同音字注)</small>		片仮名注	備考
		数	%		
史記孝文本紀	一〇七三	89	77	25	23
く 呂后本紀	く	42	58	31	42
文集 卷第三	一一一三	7	6	118	94
く 卷第四	く	10	18	45	82
春秋経伝集解	一一三九	255	95	14	5
古文孝経建久点	一一九五	59	7.5	約750	92.5
く 仁治点	一二四二	0	0	約680	100
く 建治点	一二七七	0	0	281	100
論語 嘉元点	二三〇三	89	22.4	288	77.6
尚書 元徳点	一三三〇	124	31	279	69
毛詩	一五二二	3	1	241	99

(処理にあたり、和風の同音字注と考えられるものは、片仮名注の欄に含めてある)

右の資料は、春秋・論語・尚書・毛詩等の如く経典釈文という特定の学習参考書を有するものと、然らざるものとが有って、単に数量のみが意味を為しているのではない。その事は既に各資料ごとの

検討の項で言及した点である。その点を前提にしつつ右の反切注と仮名注の比率の違いを見る時、院政期までと鎌倉期以後とにやはり大きな断層を認めなければならぬ。鎌倉期以後の資料では反切注を残す割合の高いものも存するが、その場合は常に左側に加えられたり片仮名音注と併記されたりしており、それ等正式音注は実質的な意味を持たなくなっていたと考えられるのである。これに対して平安後期から院政期までの資料では反切注が加えられている場合常に右側に在って然も仮名音注と併記される事は無いと言える。数量上、文集では恰も鎌倉期の資料の如く仮名注の割合が高いのであるが、これは、文集が特にその為に偏述された音義類を有しなかつた事と密接に関係していると考えられる。即ち、典拠を有しなかつた為に和風音注が優先したと考えられる。或いは特定の典拠を有しなかつた為に、和風音注で注する事が許容されたと言えるかも知れない。この事を逆に言えば、院政期までは、特定の典拠を有するものはそれに依って読むのが正統な学問形態であると意識されていた事を物語っていると言えるのではあるまいか。その様な意識が尚残りつつも時の趨勢に従い漸次漢音が和化して行った。その傾向は既に平安中期の漢書楊雄伝天曆点に見られたのであり、その傾向が一層顕著になったのが平安後期に院政期であつたと言えよう。

右の様な注语法(注音形態)の変遷は、結局、日本漢音の和化度を反映しているとしなければならぬ。漢音の和化事象としては、連濁の発生、入声韻尾の促音化、平声・入声の軽重の合一化、等が挙げられるが、これ等の発生を時期を見るに、大旨院政期以後に文献に登^(漢)つて来るのであり、本稿で概観した反切音注の形骸化と軌を

一にしてるのである。ここに、我々は、日本漢音の正しい伝承が中国側の典拠有る正式音注の利用という事に依って支えられ、その利用が形骸化するに伴って内実が漸次中国原音から遠ざかり和化への移行を完了したという背景を見出す事が出来る^(注)と考えるのである。

〔注〕

- 1、吉沢義則「尚書及び日本書紀古鈔本に加へられたる平古止點に就きて」(「國語國文の研究」所収。小林芳規「平安鎌倉時代」に於ける漢籍訓詁の國語史的研究)参照。
- 2、注1引用書七二頁以下。
- 3、拙稿「古文尚書平安中期点の字音注記の出典について」(「國語学」第78集)。
- 4、注2引用書六九三頁以下。
- 5、「井々竹添先生遺愛唐鈔漢書楊雄伝訓点」(「國語説鈴」所収)。
- 6、注2引用書七〇三頁。
- 7、「古点本の國語学的研究・総論篇」第一編第一章漢文の音読。
- 8、小林芳規博士教示。
- 9、本資料の釈文引用注の性格についてはやや詳しく別に言及した(拙稿「中原論語卷四・八に引用された論語釈文の性格と訓詁に於る影響について」(「高山寺資料叢書第九冊」)。
- 10、「高山寺資料叢書第九冊」所収小林芳規博士解説。
- 11、但し複製本の解説に依れば、條卷の別卷には、釈文からの引用注が存する様である。
- 12、漢音の連濁及び促音化については、拙稿「漢音の連濁」(「國語國文」第42卷12号)、「漢字音に於る促音の表示法」(「國文学」第69号)、軽重の合一化については、柏谷嘉弘「國書寮本文鏡秘府論の字音声点」(「國語学」第61集)が有る。

(信州大学助教)